

「看護小規模多機能型居宅介護」料金表

令和4年10月改定分

対象事業所： あすならホーム高畑、あすならホーム高田、あすならホーム郡山、あすならホーム西の京

上記事業所の地域区分は「6級地」で1単位あたりの単価は **10.33円**

【基本サービス】

要介護区分	単位数	利用料金	自己負担額		
			1割負担	2割負担	3割負担
要介護1（月額料金）	12,438単位	128,484円	12,849円	25,697円	38,546円
要介護2（月額料金）	17,403単位	179,772円	17,978円	35,955円	53,932円
要介護3（月額料金）	24,464単位	252,713円	25,272円	50,543円	75,814円
要介護4（月額料金）	27,747単位	286,626円	28,663円	57,326円	85,988円
要介護5（月額料金）	31,386単位	324,217円	32,422円	64,844円	97,266円
要介護1（短期利用 1日につき）	570単位	5,888円	589円	1,178円	1,767円
要介護2（短期利用 1日につき）	637単位	6,580円	658円	1,316円	1,974円
要介護3（短期利用 1日につき）	705単位	7,282円	729円	1,457円	2,185円
要介護4（短期利用 1日につき）	772単位	7,974円	798円	1,595円	2,393円
要介護5（短期利用 1日につき）	838単位	8,656円	866円	1,732円	2,597円

【加算サービス】

加算サービスの種類	単位数	利用料金	自己負担額		
			1割負担	2割負担	3割負担
初期加算/1日につき	30単位	309円	31円	62円	93円
認知症加算Ⅰ/1月につき	800単位	8,264円	827円	1,653円	2,480円
認知症加算Ⅱ/1月につき	500単位	5,165円	517円	1,033円	1,550円
認知症行動・心理症状緊急対応加算/1日につき	200単位	2,066円	207円	414円	620円
口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)/1回につき	20単位	206円	21円	42円	62円
口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)/1回につき	5単位	51円	6円	11円	16円
口腔機能向上加算(Ⅰ)/1回につき	150単位	1,549円	155円	310円	465円
口腔機能向上加算(Ⅱ)/1回につき	160単位	1,652円	166円	331円	496円
栄養アセスメント加算/1月につき	50単位	516円	52円	104円	155円
排せつ支援加算(Ⅰ)/1月につき	10単位	103円	11円	21円	31円
排せつ支援加算(Ⅱ)/1月につき	15単位	154円	16円	31円	47円
排せつ支援加算(Ⅲ)/1月につき	20単位	206円	21円	42円	62円
若年性認知症受入加算/1月につき	800単位	8,264円	827円	1,653円	2,480円
ターミナルケア加算/1月につき	2,000単位	20,660円	2,066円	4,132円	6,198円
退院時共同指導加算/1回につき	600単位	6,198円	620円	1,240円	1,860円
緊急時訪問看護加算/1月につき	574単位	5,929円	593円	1,186円	1,779円
特別管理加算(Ⅰ)/1月につき	500単位	5,165円	517円	1,033円	1,550円
特別管理加算(Ⅱ)/1月につき	250単位	2,582円	259円	517円	775円
看護体制強化加算(Ⅰ)/1月につき	3,000単位	30,990円	3,099円	6,198円	9,297円
看護体制強化加算(Ⅱ)/1月につき	2,500単位	25,825円	2,583円	5,165円	7,748円
訪問体制強化加算/1月につき	1,000単位	10,330円	1,033円	2,066円	3,099円
褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)/1月につき	3単位	30円	3円	6円	9円
褥瘡マネジメント加算(Ⅱ)/1月につき	13単位	134円	14円	27円	41円
総合マネジメント体制強化加算/1月につき	1,000単位	10,330円	1,033円	2,066円	3,099円
科学的介護推進体制加算/1月につき	40単位	413円	42円	83円	124円
サービス提供体制強化加算Ⅰ/1月につき	750単位	7,747円	775円	1,550円	2,325円
サービス提供体制強化加算Ⅱ/1月につき	640単位	6,611円	662円	1,323円	1,984円
サービス提供体制強化加算Ⅲ/1月につき	350単位	3,615円	362円	723円	1,085円

※加算は利用者毎に提供するサービスの内容や事業所の職員配置等により異なります。
どの加算を適用するかについては個別に説明させていただきます。

介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数に10.2%を乗じた単位数
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数に1.5%を乗じた単位数
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数に1.2%を乗じた単位数
介護職員等ベースアップ等支援加算	所定単位数に1.7%を乗じた単位数

※所定単位数…1ヶ月間に利用した基本サービスと加算サービスの単位数の合計です。
 ※介護職員処遇改善加算…介護職員の処遇を改善するために賃金改善や資質の向上等の取組みを行う事業所に認められている加算です。
 ※介護職員等特定処遇改善加算…2019年10月からの消費税率引き上げに伴い、処遇改善のための特定処遇交付金が新設されました。
 ※介護職員等ベースアップ等支援加算…介護職員の処遇を改善するために創設された加算です。
 ※介護職員処遇改善加算と介護職員等特定処遇改善加算と介護職員等ベースアップ等支援加算が加算されます。
 ・介護職員等特定処遇改善加算が(Ⅰ)の場合…所定単位数に13.4%(10.2%+1.7%+1.5%)を乗じた単位数が加算されます。
 ・介護職員等特定処遇改善加算が(Ⅱ)の場合…所定単位数に13.1%(10.2%+1.7%+1.2%)を乗じた単位数が加算されます。
 ※介護保険適用料金の自己負担額
 ・1ヶ月に利用されたサービスの単位数の合計(処遇改善加算等を含む)に地域区分単価を乗じた金額が介護保険サービスの利用料金で、利用者の自己負担割合に応じた金額が自己負担金になります。
 ・1ヶ月の単位数の合計に地域区分単価を乗じて計算するため、サービス毎の自己負担額を足した金額とは、小数点以下の端数処理の関係で請求書の金額と差異が生じることがあります。